

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 予算額 730,800 千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,893,345	1,163,850	0	38,546	68,472	622,477
	高齢者福祉事業	255,483	1,819	31,200	37,364	18,343	166,757
	児童福祉事業	4,860,923	1,837,658	0	326,612	267,233	2,429,420
	母子福祉事業	49,052	23,279	0	2,310	2,325	21,138
	生活保護扶助事業	1,177,507	876,322	0	6,013	29,251	265,921
	その他	106,761	9,270	0	2,053	9,458	85,980
	小計	8,343,071	3,912,198	31,200	412,898	395,082	3,591,693
社会保険	国民健康保険事業	552,000	253,060	0	0	29,624	269,316
	介護保険事業	1,003,201	0	0	0	99,415	903,786
	後期高齢者医療事業	1,234,000	168,585	0	0	105,581	959,834
	小計	2,789,201	421,645	0	0	234,620	2,132,936
保健衛生	高齢者医療事業	227,196	92,402	0	20,000	11,376	103,418
	疾病予防事業	349,028	28,985	0	14,194	30,309	275,540
	健康増進事業	519,086	20,088	0	24,640	47,008	427,350
	母子保健事業	96,953	6,343	0	1,005	8,880	80,725
	診療所運営事業	65,670	0	0	30,101	3,525	32,044
	小計	1,257,933	147,818	0	89,940	101,098	919,077
合計	12,390,205	4,481,661	31,200	502,838	730,800	6,643,706	

※ 平成26年4月以降に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。

※ 介護保険事業については、平成30年4月より保険者を東三河広域連合に統合したため、東三河広域連合への負担金等に充当しています。